

(工事内容の記載例)

設 備 名	規 格	数 量	備 考
水門設備	扉 体	プレートガータ	1 門
操作制御設備	機側操作盤	〇〇〇型	1 面

施 工 位 置 図

縮尺 1 : 50,000又は 1 : 25,000等の図面に施工位置、現場事務所及び資材置場等を記入し添付する。

2. 計 画 工 程 表

工程表は、各種別について作業の始めと終わりがわかるバーチャート又はネットワークにより作成する。

(計画工程表の記載例)

工 事 名	〇〇〇工事						
契約年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日						
工 期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日						
項 目	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	備考
工種・種別	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	
設計	■						
材料手配		■					
製作			■				
据付					■		
試運転							■

(注)1. 計画工程表は、施工計画書に綴り込むものの他、工程管理用として1部作成し、現場において管理する。
2. 契約書添付の工程表と整合させる。

3. 工場及び現場組織表 (品質管理組織表を含む)

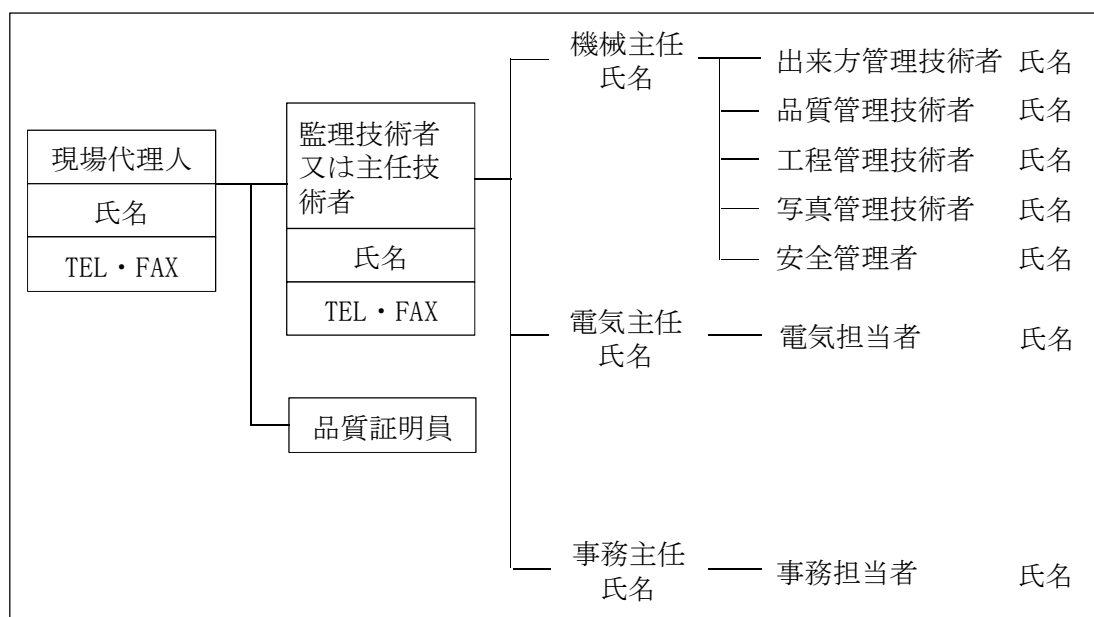
工場組織表は、工場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担が分かるように記載し、品質管理組織表を別途記載する。

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担が分かるよう

に記載し、監理技術者、専門技術者、品質証明員を置く工事については、それらを記載する。現場代理人等については、夜間の連絡先を記入する。

また、施工体制台帳の提出を義務付けられた工事(別途提出)以外の工事については、施工体系図を記載する。(建設業法で定められた施工体制台帳の提出を義務付けられた工事は施工体系図を用いてもよいこととする。)

(現場組織記載例)



4. 指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械(騒音振動・排出ガス規制など)について記載する。

特に、設計図書に機械の指定がない場合は、この項を省略できる。

通常使用する機械は、5. 主要船舶・機械で掲載する。

(指定機械の記載例)

機 械 名	規 格	台 数	使用工種	備 考
ラフタクレーン	○ t	2	機器搬入	
発電機	○ k V A	1	○電源	

5. 主要船舶・機械

工事に使用する機械で、4. 指定機械以外の船舶・機械について記載する。

(指定機械以外の記載)

機 械 名	規 格	台 数	使用工種	備 考

6. 主要資材

主要部材として使用する材料等について記載する。

7. 施工要領

(1) 製作要領

製作工程毎に内容を記載する。

(2) 溶接要領

工場溶接及び現場溶接毎の溶接管理、溶接方法、溶接条件に則った内容を記載する。溶接工名簿を添付する。

(3) 塗装要領

工場塗装及び現場塗装毎の塗装管理、塗装方法、塗装仕様、塗装検査、塗装条件に則った内容を記載する。

(4) 輸送要領

輸送方法、輸送品名、輸送経路、輸送に用いる車両、輸送に伴う安全対策、輸送日程、輸送会社名、緊急連絡体制の内容を記載する。

(5) 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について記載する。

(主要資材の記載例)

品 名	規 格	単 位	数 量	製造業者	備 考
コンクリート	○N/mm ²	m ³	500	○○生コン	
異形鉄筋	D○～D○	t	50	○○製鉄	

(6) 据付要領

1) 主要工種の作業フロー

該当工種における作業フローを記載し、各作業段階における次の事項について記載する。

工事箇所の作業環境や工事の安全を十分考慮して、施工順序、施工方法を記載する。その他、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護など）、他工事との関係調整、地下埋設物件の対策、用排水の調査、官公庁その他との協議（申請）、騒音振動等に関する配慮、地元への周知方法、苦情に対する措置方法についても必要に応じて記載する。

2) 仮設備計画

設計図書に指定されている仮設備、仮橋や仮設道路及び工事全体に共通する主要な仮設備がある場合に記載する。

また、安全を確認する方法として、応力計算等も可能な限り記載する。

3) その他

共通仕様書において、監督員の承諾を得て施工するもののうち事前に記載できるもの及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

(7) 確認・検査要領

品質管理計画による検査品目の確認・検査を行うための検査事項、検査内容を記載する。

8. 施工管理計画（出来高、品質、写真等）

設計図書に基づき、施工管理方法について記載する。

(1) 工程管理

ネットワーク、バーチャート等の管理方法を記載する。

(2) 出来形管理

出来形管理の測定項目を記載する。

なお、該当工種がないものはあらかじめ監督員と協議して定める。

（出来形管理の記載例）

品名	測定項目	測定基準	備考
〇〇〇	〇延長	〇〇mに1箇所	

(3) 品質管理

品質管理の検査項目について該当する項目を記載する。

(品質管理の記載例)

検査項目	品名	検査区分	検査内容	備考
〇〇〇検査	〇〇〇	監督員	寸法、外観検査	
〇〇〇検査	〇〇〇	検査員	機能検査	

(注) 品質管理で必要のある場合は試験場所等も記入する。

(4) 写真管理

工事写真は「機械設備工事施工管理基準の写真管理」に基づき実施する。

(5) 段階確認

設計図書で定められた段階確認項目についての計画を記載する。

(段階確認の記載例)

種別	細別	確認時期	施工予定時期	備考
〇〇工	〇〇〇	施工時	〇月〇旬	

9. 安全管理（工場、現場）

(1) 工場安全管理

基本方針、目標、重点項目等を記載して、工場における安全組織の編成表を別途記載する。

(2) 現場安全管理

工事現場における作業員の健康と快適な作業環境を確保・促進するため、工事の安全に留意し、労働災害の防止に努めなければならない。このために安全管理に必要なそれぞれの責任者や組織づくり、安全管理についての活動方針について記載する。

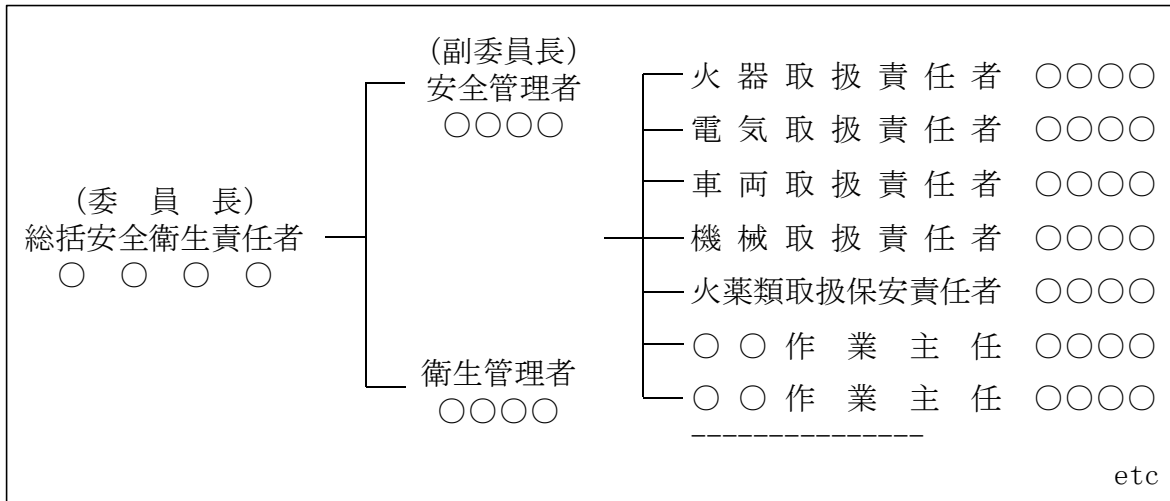
1) 現場安全管理対策

ア) 安全管理組織

法律又はこれに基づく政令等に従い、定めなければならないとされている総括安全衛生責任者、安全管理者、衛生管理者や作業主任者の氏名について記載し、更に定められた規模以上の作業場では、安全委員会の構成、委員の氏名について記載する。

また、各工種、種別の作業毎に、作業の安全を図る対策について記載するほか、万一の労働災害事故発生時の連絡方法、救急病院その他についても記載する。

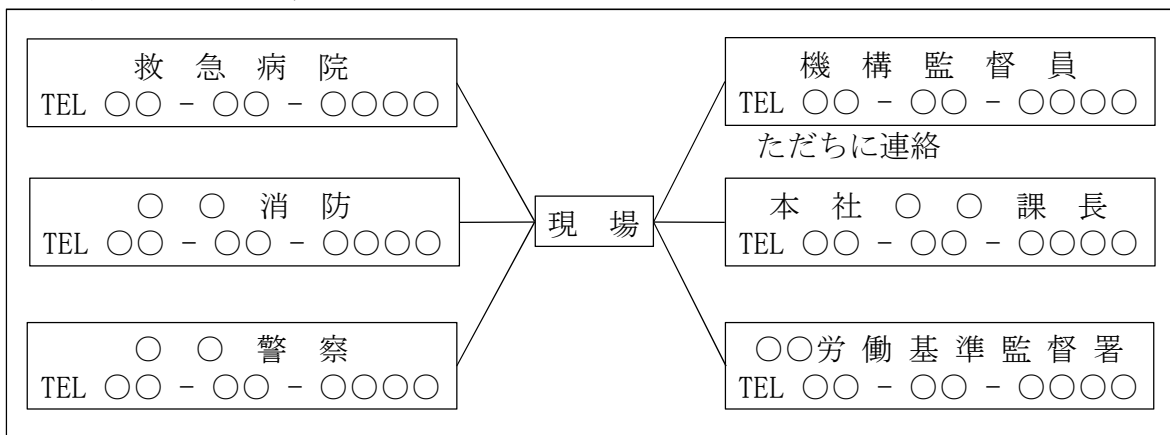
(安全委員会の構成例)



(注) 安全委員会を設けない場合、安全管理組織表とする。

- イ) 火薬や危険物を使用する場合の保管や取扱いについて
火薬類取締法等の諸法令を遵守して記載する。
- リ) その他必要事項

事故発生時の処置



- 2) 第三者への安全管理対策
家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等などの第三者施設と近接して工事を行う場合の留意すべき安全管理対策について記載する。
- 3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画
安全管理活動の実施計画について参加予定者や開催頻度について記載する。
- 4) 関係法令、指針の事項の抜粋や整合
 - ・労働安全衛生法
 - ・土木工事安全施工技術指針
 - ・建設機械施工安全技術指針
 - ・建設工事公衆災害防止対策要領

5) 安全管理組織において、現場パトロールの体制や保安要員

10. 緊急時の体制及び対応（施設誤操作時の対応を含む）

大雨、出水、強風等の異常気象時又は地震発生時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び緊急時に作業現場内において事故が発生した場合に対する体制と対策等について記載する。

特に夜間又は休日の連絡方法に配慮する。

（災害対策組織等の記載例）

大雨、出水、強風等の異常気象で災害発生のおそれのある場合には、下記の組織構成で体制に入り、必要に応じ現場内のパトロールを行い警戒にあたる。

災害対策部長 ○○○○

- ┌ 情報連絡係長○○○○係員○○○○情報の収集、各所への連絡
- ├ 対策係長○○○○係員○○○○巡回、復旧、水防
- └ 庶務係長○○○○係員○○○○材料通達、避難誘導

— etc

災害復旧用資機材

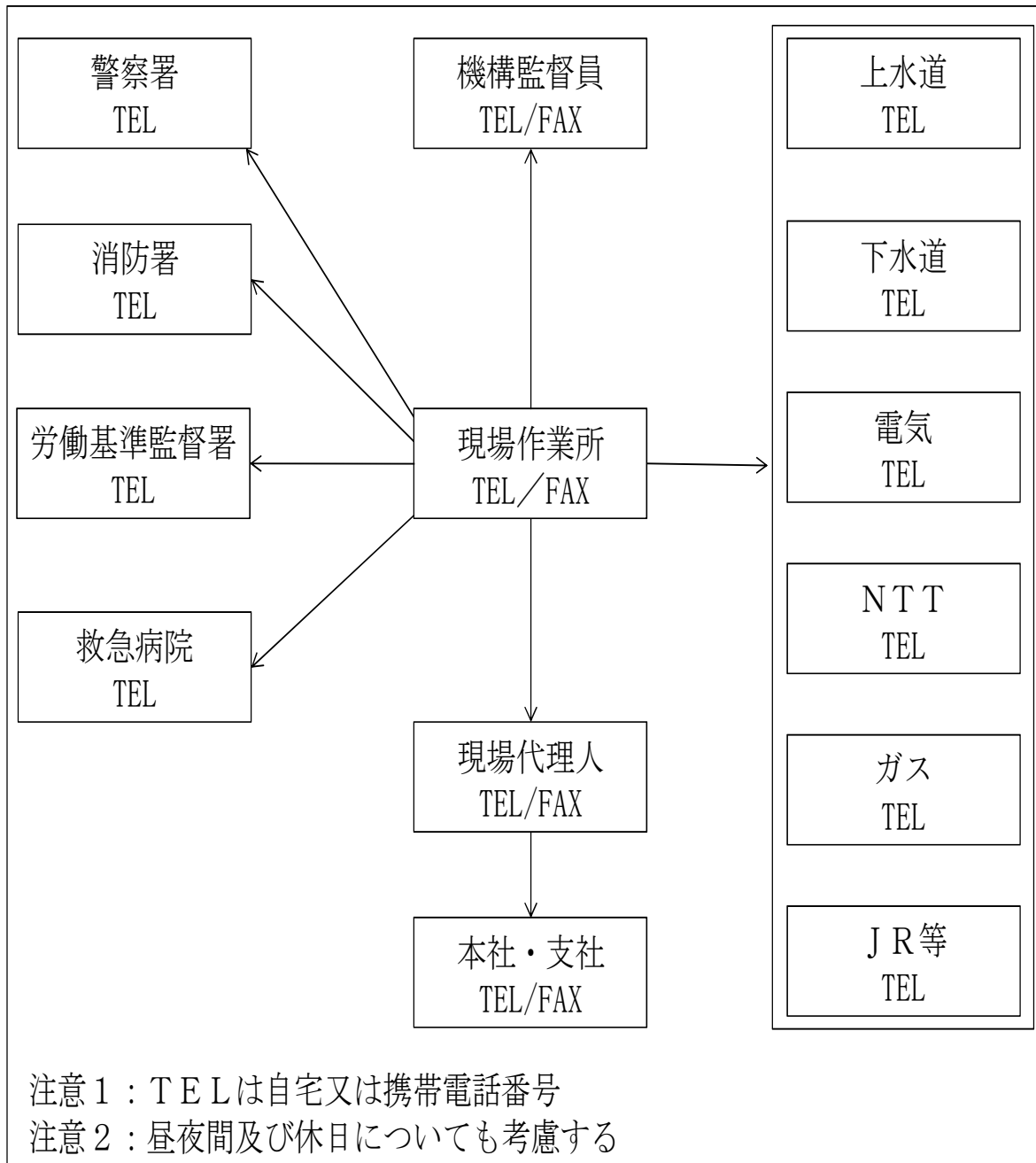
品名	規格	単位	数量
ブルドーザ	○ t	台	○○
土のう		袋	○○

地震予知情報が発令された場合には、直ちに工事を中止し、状況により現場の整備を行って避難体制をとる。また、その他天災に対し必要に応じて安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保する。

作業現場内において事故発生又はそのおそれがある場合、作業時間内は直ちに体制に入り、現場代理人以下現場構成表の各担当職務に応じて行動します。

なお、事故発生時の連絡系統及び夜間又は休日における連絡方法は下図のとおりです。

(連絡系統図の記載例)



11. 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について共通仕様第1章第1節1-1-21(交通安全管理)によって記載することになります。

資機材運搬に伴う運搬経路の検討、現場内搬入に伴う出入り口部の検討及び第三者と現道交通に対する対策について記載する。特に通学路・通勤路を考慮し、次のような項目の対策計画を記載する。

- (1) 資機材の運搬経路及び運搬手段
- (2) 現場内の出入り口位置、構造

- (3) 現場周辺の一般交通に対する標識、安全設備などの内容・設置場所
現道上の工事で交通規制を伴う場合は、道路管理者・公安委員会との協議事項や使用許可条件を遵守し、交通の安全を図る。
標識、保安施設等については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日付）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局昭和47年2月）に基づき設置し、図示する。このとき仮設歩道、仮設橋なども記載する。
- (4) 交通誘導員の配置計画
- (5) ダンプトラック等による過積載等の防止対策
ダンプトラック等大型自動車による大量の土砂、工事用資材及び機械などの輸送を行う工事は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年8月2日法律第131号）など法の定めによる。
- (6) 車両制限令に基づく特車等の許可に関する事項
橋桁、基礎杭、矢板、工事用機械などの運搬が車両制限令に定める車両の制限を超える場合、道路管理者の許可を得る。

12. 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図る事を目的として、環境保全対策関係法令に準拠して、次のような項目の対策計画を記載する。

- (1) 騒音振動対策
- (2) 水質汚濁
- (3) ごみ、ほこりの処理
- (4) 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- (5) その他

13. 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記載する。

- (1) 仮設関係
- (2) 安全関係
- (3) 営繕関係
- (4) その他

14. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源の利用の促進に関する法律及び共通仕様書第1章第10節1-10-3（建設副産物）等に基づき、次の項目について記載する。

- (1) 再生資源利用計画書

- (2) 再生資源利用促進（計画・実施）書
- (3) 搬出伝票
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト等）
- (5) 建設副産物搬出調書

15. そ の 他

その他、埋設文化財包蔵地、重要な事項についても、必要により記載する。

- (1) 官公庁への手続き（警察、市町村）
- (2) 地元への周知
- (3) 休日